平成２７年（フ）第６号
兵庫県丹波市氷上町常楽1098番地２　第８タカ荘Ｖ号
債務者　柏木　明美（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第７号
兵庫県丹波市青垣町大名草232番地
債務者　山下　祝子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
名古屋市名東区一社４丁目91番地　一社司ビル402号
債務者　柳樂　慶子（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４号
鹿児島県志布志市松山町新橋5222番地
債務者　和田　直美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
青森市大字三内字沢部309番地25
債務者　冨樫　晃仁
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
青森県五所川原市字鳥森519番地　コーポ長門１号室
債務者　山口　治
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
青森市南佃１丁目16番30号　コーポ佃５号
債務者　佐藤　ユカ
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
青森県むつ市川内町休所11番地５　第一初見団地２号、住民票上の住所青森県むつ市川内町休所11番地５
債務者　大澤　英治
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
青森市金沢４丁目11番11号
債務者　木村　日和
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
名古屋市守山区瀬古１丁目1002番地
債務者　吉田清一こと　張　根植
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４５号
愛知県清須市西枇杷島町城並２丁目５番地２　パストラル城並１Ａ
債務者　松田　浩
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
熊本市中央区九品寺４丁目７番２号　アニバーサリー102
債務者　長刀　勝徳
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２号
熊本市北区徳王１丁目４番22号　コーポオガタⅡ103、前住所熊本県玉名市亀甲30番地１－702号　コアマンション玉名ネクステージ
債務者　吉田真貴子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
栃木県足利市葉鹿南町９番地１
債務者　倉持　友弘
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２４１３号
東京都足立区伊興５丁目５－19
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６５号
神奈川県厚木市戸室５丁目24―27―203
債務者　谷口　涼太
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４９１号
東京都豊島区北大塚３丁目20―３―102
債務者　入江　貞幸
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部